「様式－４の３」

　　年　　月　　日

増圧給水設備設置の猶予条件承諾書（新設・切替）

　神奈川県企業庁

　　　　　水道営業所長　殿

|  |
| --- |
| 　住　所（所有者）　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話 |

|  |  |
| --- | --- |
| 給水装置の設置場所 | 建物所在地 |
| 建物の管理責任者 | 会社名　　　　　　　　　　　　電話 |
| 給水装置の維持管理業者 | 会社名　　　　　　　　　　　　電話 |

注１「給水装置の維持管理業者」とは、当該建物の給水装置工事を施行したものをいう。（給水装置工事施行承認申請書における申請者）

増圧給水設備設置の猶予（以下、増圧猶予）による給水方式について、長所及び短所を理解した上で、

次の条件を承諾します。

１　当該建物の階数、計画水量、配水管の水圧その他の事情変更により給水上の支障が生じた場合又はおそれがある場合は、あらかじめ確保したスペースを利用して水道直結加圧形ポンプユニット（JWWA B 130規格品又は規格同等以上品）及び減圧式逆流防止器又は複式逆止弁を設置します。なお、その際には、給水装置工事を申込みます。

２　制限給水時、事故時、水道施設の工事等による、一時的な水圧低下に伴う上層階での断水や出水不良が生じた場合は、使用者及び申込者の責任で対処し共用給水栓を使用します。また、その際に損害が生じても水道営業所長に責任を問いません。

３　逆流防止装置の機能を適正に保つため、申込者にて建物の管理責任者並びに給水装置の維持管理業者を定め適正に行います。

４　使用者に対しては申込者において、増圧猶予による給水方式であることを説明し、建物の管理責任者及び給水装置の維持管理業者を周知させるとともに、水道管の取り替え工事、漏水修理工事、事故等による断水や減水時の使用者への広報、バルブ操作その他必要な措置についても、建物の管理責任者により常時対応します。

５　増圧猶予に起因して、逆流または漏水が発生し、水道営業所長又は第三者に損害を与えた場合には責任を持って補償します。

６　既設配管による給水設備を使用する場合、将来これに起因する問題についても当方において適正に対処します。

７　給水装置の所有権に変更が生じた場合は、速やかに所有者変更届を提出するとともに、上記内容を継承します。また、申込者（所有者）、管理責任者、維持管理業者に変更が生じた場合も、速やかに増圧給水設備設置の猶予条件承諾書を再提出します。

８　上記項目の他、取扱上なお必要な事項については、神奈川県県営上水道条例及び同施行規程、給水装置工事設計施行基準・解説を遵守します。

９　上記の承諾事項を使用者等に熟知させ、増圧猶予に起因する紛争等については当事者間で解決し、水道営業所長に一切迷惑をかけません。